

博士学位論文審査要旨

2020年1月15日

論文題目： 平安時代前期仏教彫刻の再検討―八五〇～八七〇年代の基準作例を対象に―

学位申請者： 森井 友之

審査委員：

主査：	文学研究科	教授	井上 一稔
副査：	同志社大学	名誉教授	竹居 明男
副査：	京都大学大学院文学研究科	教授	根立 研介

要 旨：

本研究は、平安前期の嘉祥～貞観年間（848～877）の仏像中の重要作品を取り上げ、制作年代などの基礎的問題の再検討が目的である。核となるのは、第一・第三・第四章で、他の章はこれを基礎に発生する問題を検討している。これらは、すべて丁寧に綿密な考察と記述がなされており、特に核論についてはあまり異論の余地を残さないと思われる成果であることを付言する。

第一章は、安祥寺五智如来像について、恵運の『真言秘要記及阿闍梨口決』から、上寺礼仏堂安置で、有力な仁寿2年説の決定力は弱く仁寿年間（851～854）とする。第三章は、観心寺の仏眼仏母・弥勒如来像の制作年代が840年頃～869年と幅があったのを、貞観7～10年（865～868）とした。主な理由は、仏眼仏母像の印相が、貞観7年に宗叡請来の仏眼曼荼羅に一致することである。第四章は、広隆寺講堂地蔵・虚空蔵菩薩像の制作年代は836年～862年の間で様々な論じられてきたが、利用不可とされた史料の有効性の証明、発願者道昌の権律師や検校と称される時期の検討から、貞観4年4月7日以降、貞観10年5月8日以前（862～868）とした。

核論以外の章について、第二章では、安祥寺像が恵運請来の唐本金剛界五仏図により造られたのは、唐の義真から恵運に伝わる血脈を証明し伝えるためとした。付章一は、観心寺仏眼仏母・弥勒如来像と現本尊如意輪観音像との関係を、講堂のいわば三本尊とした。この論証過程には飛躍があり問題が残る。第五章は、広隆寺虚空蔵菩薩像について、典拠とされる善無畏訳『求聞持軌』の記載と本像の右手・与願印の形が異なる問題を、不空訳『初会金剛頂経』に説く宝生如来の与願印を適応することで解決した。読解困難な密教経軌を用いた好論である。付章二では、第四章の結論から、広隆寺講堂地蔵・虚空蔵菩薩像に関する従来造像目的説を批判し、清和天皇の身体護持と鎮護国家にあるとした。首肯すべき見解であろう。

以上のように、平安前期の重要作例の再検討という本論の目的は十分に果たされていると言える。よって今後のこの期の研究は、申請者の提示した見解を基礎に進められていく部分が多いと思われる。以上を総合して、本論文は、博士（文化史学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2020年1月15日

論文題目： 平安時代前期仏教彫刻の再検討―八五〇～八七〇年代の基準作例を対象に―

学位申請者： 森井 友之

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 井上 一穂

副査： 同志社大学 名誉教授 竹居 明男

副査： 京都大学大学院文学研究科 教授 根立 研介

要 旨：

上記の審査委員3名は、2020年1月11日午後2時から、徳照館5階文学部文化史学科研究室において、学位申請者に対し約3時間にわたって学力確認を行なった。まず口頭試問では、提出論文への詳細かつ多岐にわたる質問が行なわれたが、いずれに対しても的確かつ明快な応答が得られ、さらに申請者は日本古代美術史のみならず、広く古代宗教史・文化史についても広範な学識を有していることが立証された。また引き続き行なわれた語学試験（英語）においても十分な語学力を備えていることが確認された。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士学位論文要旨

論文題目： 平安時代前期仏教彫刻の再検討—八五〇～八七〇年代の基準作例を対象に—

氏名： 森井 友之

要旨：

本論は、九世紀仏教彫刻のうちおよそ八五〇～七〇年代（嘉祥〈八四八～五一〉から貞観〈八五九～七七〉）における造立が推定される基準作例を対象に、史料解釈と図像学的考察を主な分析方法として、造立年代の特定、造立意図の推定を行うものである。本論という基準作例とは、造立年代そのもの或いはその上下限を関連史料や像内銘記より求めることが可能な作例を意味する。

本論は七章（五章二付章）及び序章、終章より構成され、第一章・第二章を「第一部 安祥寺五智如来像」、第三章・付章一を「第二部 観心寺伝弥勒菩薩像（仏眼仏母如来像）・伝宝生如来像（弥勒如来像）」、第四章・第五章・付章二を「第三部 広隆寺講堂地藏菩薩像・虚空蔵菩薩像」に配する。

序章では承和期（八三四～四八）から貞観期（八五九～七七）までの基準作例全十一例について近年（二〇〇〇年以降）の主要研究を概観し、近年の研究動向において、承和期の作例（東寺講堂諸尊像、神護寺五大虚空蔵菩薩像、観心寺如意輪観音菩薩像、広隆寺講堂阿弥陀如来像）に比べ、八五〇～七〇年代の作例（後掲）については、造立年代の特定や造立意図の推定など基礎的問題への議論の蓄積が乏しい傾向にあると判断した。問題提起として、安祥寺五智如来像に関しては本寺開創の入唐僧恵運がどのような意図のもと当該像を造立させたかについての詳論が少ないこと、観心寺伝弥勒菩薩（仏眼仏母如来）像・伝宝生如来（弥勒如来）像に関しては貞観十年（八六八）に同寺を真紹より相承した入唐僧宗叡の造立への関与が比較的最近になり提唱されたものの当該問題の詳論は見えず、そもそも当該像への専論は僅少であること、広隆寺講堂地藏・虚空蔵両菩薩像に関しては『広隆寺縁起資財帳』の当該像に関する記述「已上檢校権律師法橋上人位道昌願」から造立年代を特定する試みは近年ほとんど顧みられていないこと等を提示し、これら基礎的問題についての詳論を各章の目的にすることを述べた。

第一部では二章にわたり安祥寺五智如来像について論じた。

第一章「安祥寺五智如来像の造立年代をめぐって」では、表題像の造立年代の特定を重要史料の再検討と先学の研究成果の吟味から行った。まず、上寺・下寺の創建時期に関する先学の研究成果を整理し、上寺の創建を嘉祥元年（八四八）、下寺の創建を貞観元年（八五九）とする説を支持した。あわせて、『日本三代実録』貞観元年四月十八日条掲載の藤原順子願文の読解を通じて、同願文が示す順子御願の伽藍造営を仁寿年中（八五一～四）の上寺でのことと解釈する見解の妥当性も確認した。次に、恵運が五智如来と五大明王の対応を認識していたことを実恵口決・恵運記『真言秘要記及阿闍梨口決』の記述を傍証に考えられること、五智如来像・五大虚空蔵菩薩像・五大明王像の尊像構成を示す神護寺と恵運の関係が指摘されることより、恵運が五智如来像・五大虚空蔵像・五大明王像の三具像の上寺への安置構想を有していたことを推測可能であることを示し、表題像を上寺の礼仏堂本尊と捉える見解を補強した。これらより表題像は上寺の礼仏堂本尊として仁寿年中（八五一～四）に造立されたことを推定した。

第二章「安祥寺五智如来像と恵運」では、表題像の図像的典拠に仁和寺蔵「唐本曼荼羅図（金剛界五仏等）」原本中の金剛界五仏図像が選択されたこと背景に、恵運のどのような意図があったかについて論じた。まず、当該五仏図像の印相が東寺講堂五智如来像に一致し、印相を除く主だった形式が現図曼荼羅に通じることから、恵運が当該五仏図像に宗祖・空海、師・実恵に関する作例との類似を見ていたことを想定した。次に、恵運の在唐中の動向や恵運と青龍寺義真の関係を検討し、先学があげる仁和寺本原本の原所有者の

候補のうち義真がそれに該当する可能性が最も高いことを示した。そのうえで、恵運に至る付法相承の造形化とみられる「秘密教伝法祖師」像（『安祥寺資財帳』）の上寺への安置が推定できること、上寺の礼仏堂にて伝法灌頂が行われた可能性が高いことから、本像が安置された上寺を恵運から弟子への付法の場合と位置づけた。結果、恵運は表題像に大日如来…恵果—空海—実恵—恵運、大日如来…恵果—義操—義真—恵運となる自身の法脈を象徴させることを目的に図像的典拠として当該図像を用いたとする推論を提示した。

第二部では一章、一付章にわたり観心寺伝弥勒菩薩（仏眼仏母如来）像、伝宝生如来（弥勒如来）像について論じた。

第三章「観心寺仏眼仏母如来像・弥勒如来像と宗叡」では表題像と宗叡の関係に着目し、図像学的検討と寺史の考察から表題像の造立年代の特定を行った。まず、仏眼仏母如来像の像容に宗叡請来『理趣経十八会曼荼羅』中の仏眼曼荼羅中尊からの影響を認める見解を追認のうえ、弥勒如来像は身色を金色とする点に宗叡請来の『青龍寺儀軌』を典拠にしたとする想定を示し、貞観七年（八六五）帰朝後の宗叡が表題像の造立へ関与したとする説を補強した。次いで『禅林寺式』にその存在を窺える観心寺の定額僧を貞観五年から同十年の間に清和天皇関与の造営完了を前提に置かれたものと想定し、作風・技法や清和天皇と宗叡の関係からみて表題像がこの造営に際して造立されたとみても大過ないものと考えた。これらを統合し、表題像は貞観七年から同十年（八六八）にかけて宗叡と清和天皇の関与のもと造立されたと推定した。

付章一「観心寺如意輪観音菩薩像との関係についての一私見」では、『観心寺勘録縁起資財帳』より同寺講堂内での安置が判明する如意輪観音菩薩像と仏眼仏母・弥勒両如来像の関係についての推論を示した。同『資財帳』が示す尊像構成の検討より、仏眼仏母・弥勒両如来像の講堂への安置に伴い、如法堂より講堂へ毘盧遮那絵像、金剛童子絵像を移すことで、先行して講堂に祀られていた如意輪観音像等とともに講堂内に胎藏曼荼羅の三部（仏部・蓮華部・金剛部）に属する尊像が揃うよう意図されたと想定。仏眼仏母・弥勒両如来像の造立は如法堂から講堂への尊像の移動を伴う程の重要な出来事であったといえることから、両如来像は如意輪観音像に造り加え三尊像とする為に造立されたのではなく、如意輪観音像、仏眼仏母如来像、弥勒如来像の各々が講堂主尊となるよう造立されたとする推論を示した。

第三部では広隆寺講堂地藏菩薩像・虚空蔵菩薩像について二章と一付章にわたり論じた。

第四章「広隆寺講堂地藏菩薩像・虚空蔵菩薩像の造立年代について」では、『広隆寺縁起資財帳』の表題像に関する記述「已上檢校権律師法橋上人位道昌願」から造立年代を特定する試みを行った。まず、同『資財帳』内のその他の記述から実際の補任年代が正確に反映されていないとみなされてきた「権律師法橋上人位」について、天安元年（八五七）十月（興福寺維摩会講師任命の上限）より貞観十年（八六八）五月八日（律師補任）を道昌の権律師在任期間とする広隆寺独自の見解のもとになされた記述と捉え直した。次いで、「檢校」について広隆寺檢校を意味するものと解し、道昌が当該職にあったのは貞観四年（八六二）四月七日（広隆寺別当の辞任）頃から貞観十五年（同『資財帳』の作成）頃と推定した。これらを考え併せ、当該記述は貞観四年四月七日から貞観十年五月八日の間に道昌により表題像の造立が発願されたことを示すものと結論づけた。

第五章「広隆寺講堂虚空蔵菩薩像の図像について」では表題像の図像学的検討を行った。まず、持物が後補となる表題像の当初の像容について、その他の虚空蔵菩薩の図像、作例との比較検討から、左手に宝珠を載せた蓮華を執り、右手を屈臂仰掌し無持物とする像容と推定した。そして、現図金剛界曼荼羅成身会の宝生如来の屈臂仰掌する右手を与願印と呼称する事例が存することから、表題像の右手は与願印をあらわすものと解した。これらより表題像の像容を虚空蔵求聞持法の本軌である善無畏『虚空蔵菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法』の尊容規定に近いものと捉えられることから、表題像を求聞持法本尊の一作例に位置づけ得ることを示した。

付章二「広隆寺講堂地藏菩薩像・虚空蔵菩薩像の造立意図に関する一私見」では、表題像の造立目的を鎮護国家とする指摘、鎮護国家の中に天皇の身体護持が含まれるという指摘を追認するとともに、表題像の願主・道昌が清和天皇の護持僧であった可能性が指摘さ

れていることに着目し、表題像は清和天皇の護持ひいては鎮護国家を目的に造立されたとする想定を提示した。また、講堂本尊である阿弥陀如来像と表題像の関係を解明することに向けての留意点として、阿弥陀如来、地藏菩薩、虚空蔵菩薩が、清和天皇の祖父・仁明天皇、父・文徳天皇に関係する尊格と捉えられることを示した。

終章では第一部から第三部の各章の要点および課題点を列挙したうえで、八五〇年代～七〇年代の基準作例の編年私案及び本論全体を通じて得られた今後の展望点を提示した。編年私案は、安祥寺五智如来像を仁寿年中（八五一～四）、黒石寺薬師如来像を貞観四年（八六二）、東寺西院不動明王像を貞観九年（八六七）、広隆寺講堂地藏、虚空蔵両菩薩像を貞観四年から十年（八六二～八）の間、観心寺伝弥勒菩薩（仏眼仏母如来）像・伝宝生如来（弥勒如来）像を貞観七年から同十年（八六五～八）の間、広隆寺聖観音菩薩像を貞観十一年から同十五年（八六九～七三）頃の造立とみるもので、従来の編年とは一例（安祥寺像）を仁寿年間に置き、二例（広隆寺像、観心寺像）を貞観年間に置く点で相違するものである。